

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### 各種委員の手当

**Q** : 私は、仕事の関係上、地元でいろいろな公職についています。その報酬として謝礼金や手当金が支給されるのですが、これらの手当はどのように申告するのですか？

**A** : 各委員会ごとに支給される委員の手当が1年間で1万円超であれば、給与所得として申告することになります。

#### 【解説】

国又は地方公共団体の各種委員会（審議会、調査会、協議会等の名称のものを含む。）の委員に対する謝金、手当等の報酬は、原則として、給与等となります。

ただし、その委員会を設置した機関から他に支払われる給与等がなく、かつ、その委員会の委員として旅費その他の費用の弁償を受けない者に対して支給される謝金、手当等の報酬で、その年中の支給額が1万円以下であるものについては、課税をしなくても差し支えないこととなっています。なお、この場合の支給額が1万円以下であるかどうかは、その所属する各種委員会ごとに判定することとなっています。

また、地方自治法でも、議会の議員を始め各種委員は職務を行うために要する費用の弁償を受けることができると規定していますが、この費用の弁償のうち、①非課税とされる旅費に該当するもの、②その他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなもの以外は、給与等として扱われます。

したがって、支給額が1万円超のものがあれば、給与所得として申告して下さい。

